

IASBの最近の動向等

国際会計基準(IFRS)財団評議員会とモニタリング・ボードについて

国際会計基準 (IFRS)財団: 民間

評議員会 (Trustees)

22人(うち日本人2人)

- ・ IASBメンバー等の指名
- ・ 資金調達

国際会計基準審議会 (IASB)

16人(うち日本人1人)

- ・ 国際会計基準(IFRS)の作成

監視機関
「モニタリング・ボード」

監視
評議員の選任の承認

(モニタリング・ボードのメンバー)

- ・ 金融庁長官(日本)
- ・ 証券取引委員会委員長(米国)
- ・ 欧州委員会域内市場サービス担当委員
(欧州)
- ・ 証券監督者国際機構(IOSCO)
 - 代表理事会代表
 - 新興市場委員会代表

IFRS財団 ガバナンス改革(1)

○2010年7月に、ガバナンス改革に係るワーキング・グループ(WG: 議長は金融庁 河野総括審議官(当時-現在は国際政策統括官)をモニタリング・ボード内に設置。WGでは、モニタリング・ボードのメンバー構成を含めた、IFRS財団の全体的なガバナンス構造に焦点を当てて検討を実施。

○2011年2月に市中協議文書を公表し、2ヶ月間のパブリックコメントに付した後、2012年2月に報告書を公表。

※ガバナンス改革と並行し、IFRS財団の評議員会が、IFRS財団戦略見直しを実施し、同時に報告書を公表

IFRS財団 ガバナンス改革(2)

2012年2月に公表された報告書の主な提言内容

○モニタリング・ボードに関する決定

- ・モニタリング・ボードのメンバーシップ
- ・モニタリング・ボードの意思決定方法
- ・その他の当局や国際機関のモニタリング・ボードへの関与
- ・IASBのアジェンダ設定、IASBの議長選定等におけるモニタリング・ボードの役割
- ・定期的なガバナンスの見直し

○評議員会に関する決定

- ・評議員会メンバーの構成
- ・評議員の選定プロセス

○IASBに関する決定

- ・IASBメンバーの構成
- ・IASBの管理体制とスタッフ機能の分別

IFRS財団 ガバナンス改革の今後の進め方

○モニタリング・ボードは、2012年2月に公表された報告書で示された提言の運用について検討を実施中。今後の進め方は、以下のとおり。

-「IFRSの使用」の定義も含めたモニタリング・ボードのメンバー要件を決定。

※報告書では、モニタリング・ボードのメンバーになるか、メンバーであり続けるためには、国内での「IFRSの使用」と「IFRS財団への資金拠出」が求められるとされている。

- 決定したメンバー要件に則った追加メンバーの候補を決定。また、既存のメンバーがメンバー要件を満たしているかどうかの評価を実施。

- IFRS財団とも連携し、IFRS財団の定款などを必要に応じて改訂。